

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 5 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 1 0 項、第 4 条第 2 項（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：申請先の警察署生活安全課（係）
備 考：